「規制改革推進に関する中間答申」実施事項

強い経済の実現

①全国がん登録情報及び院内がん情報の更なる利活用に向けた整備
②無人航空機（ドローン）の社会実装の促進
③蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化
④弁護士法におけるＡＩ活用の更なる明確化
⑤研究開発法人のイノベーション力向上のためのＡＩ等の利活用促進

地方を伸ばし、暮らしを守る

⑥歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成
⑦遠隔監視が担保された場合におけるわなの見回りルールの見直し（鳥獣対策）
⑧指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等
⑨自家用車活用事業における自家用車の中間点検の実施主体及び点検方法の明確化
⑩自家用有償旅客運送制度に関するローカルルールの見直し
⑪特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等
⑫特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等の推進
⑬シフト制における適正な年次有給休暇の取得等
⑭緊急通行車両の確認に係る申出のオンライン化
⑮政府情報システムにおける利用者目線での利便性向上
（自動車保有関係手続のワンストップサービス等）

（注）本資料は「規制改革推進に関する中間答申」における実施事項についての説明資料です。簡明な説明としているため、各事項の詳細・引用等については「規制改革推進に関する中間答申」の本文を直接御参照ください。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項①

強い経済の実現

令和７年度検討・結論等

全国がん登録情報及び院内がん情報の更なる利活用に向けた整備

（がん登録推進法、全国がん登録情報の利用マニュアル）

概　要

がん対策の一層の充実に向けて、**全国がん登録データベースの登録項目を拡充**するとともに、病院からのより具体的な**情報（死亡日等、死因）の第三者提供**や、**院内がん登録データベースと公的データベースの連結を可能**とし、**がん研究におけるデータ利用を**量・質の両面で**促進**。

がん登録データベースにおける情報の第三者提供

～共同研究のためには、より具体的な情報の第三者提供が必要～

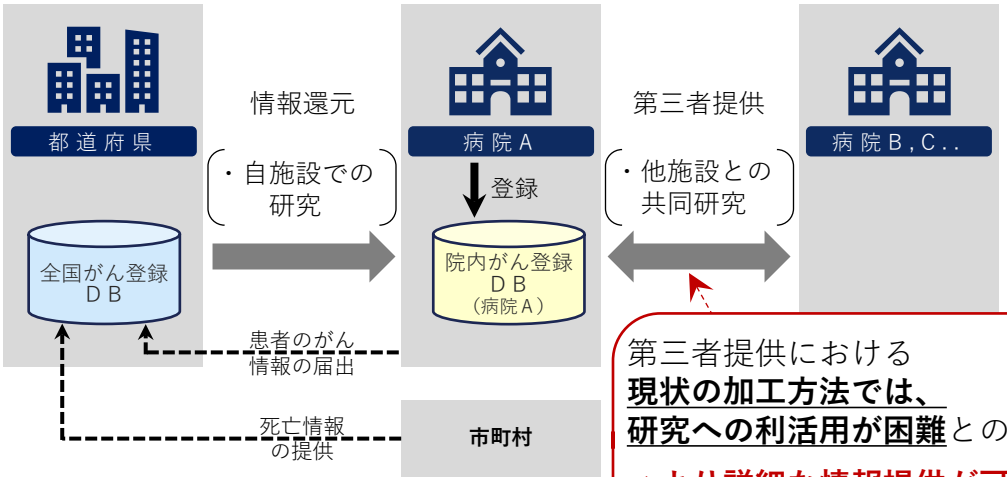

第三者提供における**現状の加工方法では、研究への利活用が困難**との声。

⇒**より詳細な情報提供が可能となるよう、具体的な加工方法を検討。**

全国がん登録の情報を第三者提供する場合の加工

～がん研究のため、死亡日や死因など、より具体的な情報が重要～

（加工前）

診断日	死亡日	最終生存確認日	原死因
2016/01/08	2017/04/23	―	K743（肝硬変）
2016/01/21	―	2021/12/31	
2016/01/26	2021/12/01	―	C349（肺がん）

（加工後）

提供用診断年月	提供用生存期間（日）	提供用原死因
2016/01	472	がん以外の死亡
2016/01	2172	生存
2016/01	2137	がんによる死亡

（備考）左図：第30回厚生科学審議会がん登録部会（令和６年11月25日）資料２により作成。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項②

強い経済の実現

令和８年度結論、結論を得次第速やかに措置等

無人航空機（ドローン）の社会実装の促進

（航空法施行規則、無人航空機操縦士実地試験実施基準、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示等）

概　要

高速・長距離飛行が可能で測量・点検・輸送等での活用が期待されている**ＶＴＯＬ（垂直離着陸）型ドローンの操縦ライセンスの見直し**や**ドローンの電波利用に係る環境整備等**を行うことで、**ドローンの社会実装と国産ドローンの輸出を促進**。

ＶＴＯＬ型ドローンの飛行イメージ

～自動操縦によって滑走路を用いず垂直離発着が可能～

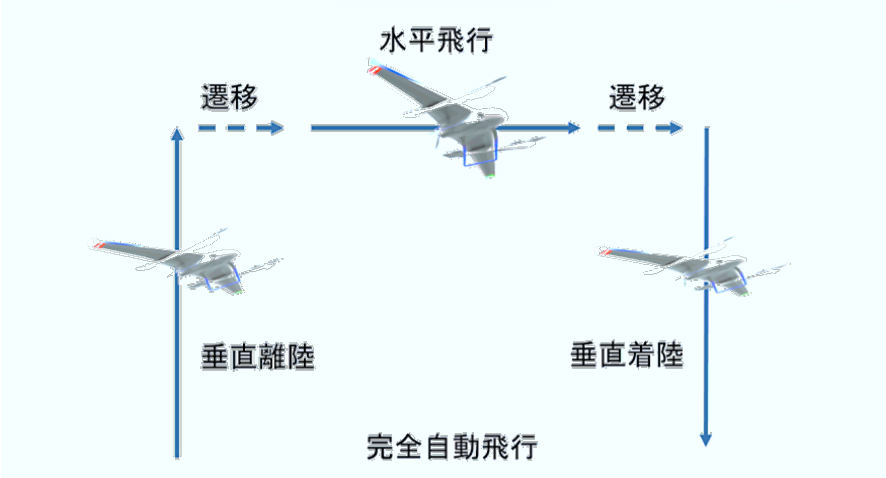

5.8GHz帯における特定実験試験局の使用可能地域

～海外主要国では5.8GHz帯の利用が普及。国内では使用可能地域は限定的～

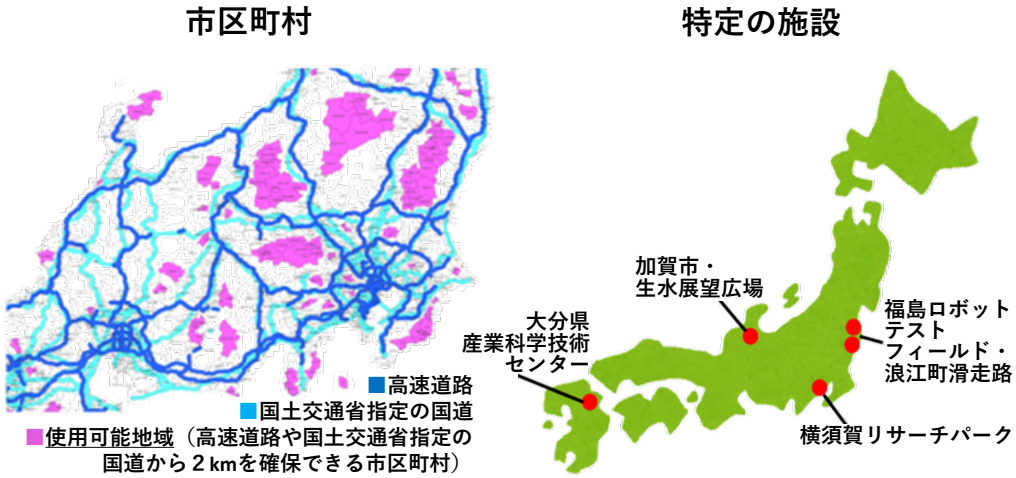

ＶＴＯＬ型ドローンの操縦ライセンス制度において求められている**滑走路を用いて手動操縦で離発着する技能**は、**運航実態と乖離**しており、**見直し**。

国産ドローンの競争力強化と輸出促進に向けて、**5.8GHz帯の特定実験試験局の開設区域を拡充**するとともに、**ドローン・衛星の直接通信を可能**とする。

（備考）ＶＴＯＬは「Vertical Take-off and Landing（垂直離着陸）」の略。左図：スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ（令和７年11月６日）資料１－１より引用。
右図：スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ（令和７年11月６日）資料１－３より引用。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項③

強い経済の実現

措　置　済

蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化

（消防法、危険物の規制に関する政令・規則）

概　要

蓄電池の導入促進の観点から、安全性を確保しつつ、蓄電池の効率的な設置が可能となるよう、蓄電池設備周囲に空地を求める規制において、**蓄電池設備と付帯する変圧器等は一体の設備**であり、**両者間に空地が不要**であることを明確化。

蓄電池の導入促進と効率的な配置の重要性
～変電所や送電線へのアクセスが良い場所は既に工場や住宅等に利用～

エネルギー安全保障の確保及びカーボンニュートラルの実現に向けて、蓄電池の導入促進により、**出力が変動する再生可能エネルギーの脱炭素電源による安定的な電力供給**や、**災害の激甚化に対応する防災力・レジリエンスの強化**が不可欠。このため、**限られた敷地に蓄電池を**安全性を確保しつつ**効率的に設置**することが重要。

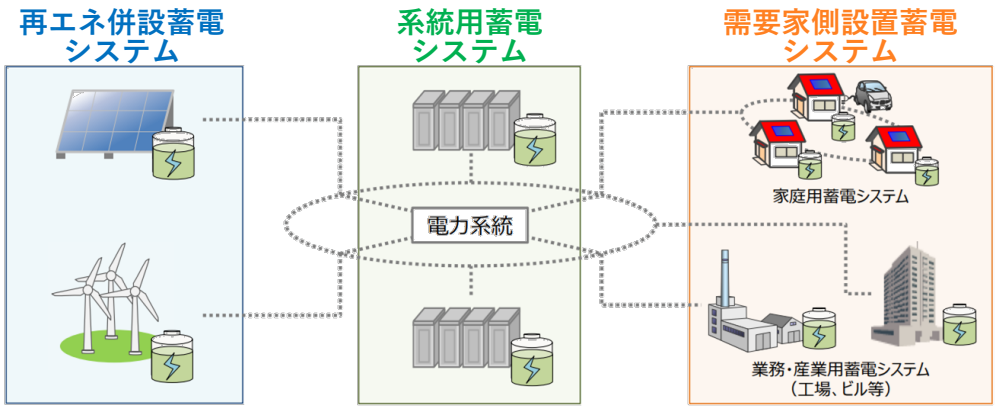

（備考）左図：経済産業省「2025年度第１回 定置用蓄電システム普及拡大検討会」資料４により作成。

蓄電池設備と付帯する変圧器等の間の空地の在り方
～市町村等によって空地の要否についての見解が異なる場合が存在～

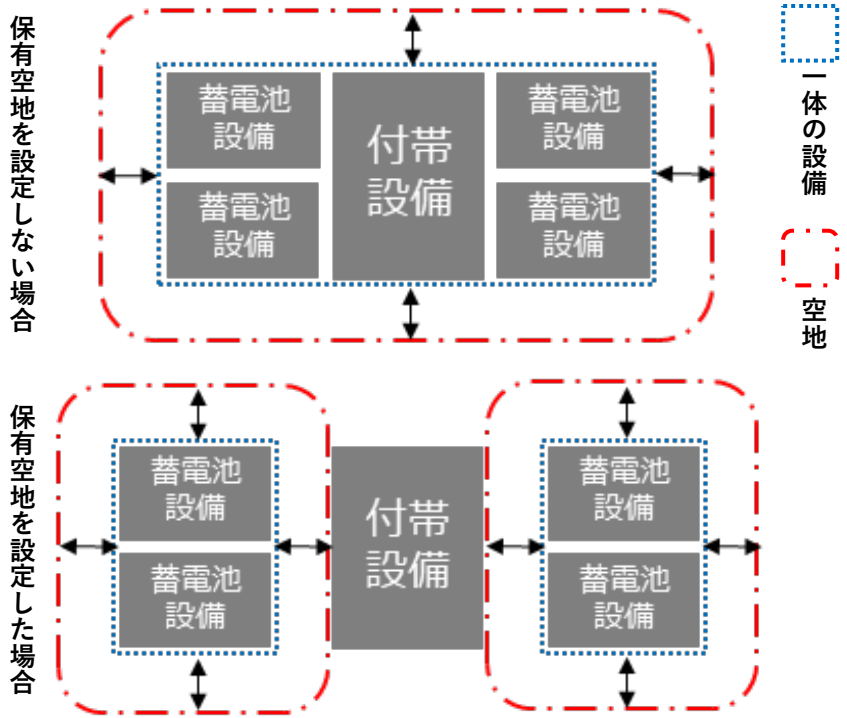

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項④

強い経済の実現

令和８年検討開始、令和８年度上期結論、結論を得次第速やかに措置

弁護士法におけるＡＩ活用の更なる明確化

（弁護士法）

概　要

企業法務において契約書を自動作成・更新するなどの**ＡＩを用いたリーガルテックを活用したサービス**について、**今後の技術水準の向上も見据えながらサービスの提供に対する規制の在り方を検討**し、開発・提供・利用の拡大を推進。

ＡＩを用いたリーガルテックを活用したサービスの進展

～技術水準の向上に伴いリーガルテックも進化～

第１世代（2018年～）
- 契約書自動レビュー（ひな型と照合）
- 契約書自動作成（ひな型を利用）
- 締結後の契約管理

第２世代（2023年～）
- 生成ＡＩ活用：文章要約・データベース検索
- 修正案提示・ユーザー指示対応

第３世代（2025年～）
生成ＡＩを利用したエージェント機能
- 契約書自動作成・自動修正
- ＡＩによる法務相談案件の前裁き（問合せ・情報収集）・初期回答

契約書等の審査業務へのＡＩ導入効果の推計例

～人材不足をＡＩが補うことで、経営環境の複雑化やガバナンス強化に対応～

●日本全体で法務業務を担う組織を持つ企業：6,000社

法務業務従事者は、１社当たり平均8.5人であることから、6,000社×8.5人＝**約５万人**について、**労働時間の１割の業務削減・業務振替効果**が期待

●日本全体で法務業務を担う組織を持たない企業：約399万社

専門部署を持たなくても、契約の適法性等を容易に確認できるようになり、**事業規模等による企業間の法務格差を是正**

書面審査業務の例

～ＡＩの活用によって人手を真に必要な作業に重点化することが理想～

弁護士法の規定

～法律事務におけるＡＩの活用は、非弁行為に当たるおそれ～

（**非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止**）
第72条　**弁護士又は弁護士法人でない者**は、**報酬を得る目的**で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して**鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務**を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（備考）左上図：デジタル・ＡＩワーキング・グループ（令和８年１月９日）資料２により引用・作成。左下図・右上図：デジタル・ＡＩワーキング・グループ（令和８年１月９日）資料１により引用・作成。
右上図は、商事法務研究会・経営法友会「第12次法務部門実態調査」（2022年4月）からの推計。法務業務のうち労働時間の２割を充てている契約審査に要する時間が半減すると想定。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑤

強い経済の実現

令和８年度上期措置等

研究開発法人のイノベーション力向上のためのＡＩ等の利活用促進

（政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群）

概　要

研究開発法人が適切な情報セキュリティ対策を講じつつ**ＡＩ等の最先端のクラウドサービスを利活用するための具体的な要件等を明確化**することで、**研究開発法人におけるＡＩ等の研究開発や利活用を促進**。

研究開発におけるＡＩ等の利活用ニーズの例

～研究開発の各工程ではＡＩ等を利活用する様々なニーズが存在～

	研究において必要な具体的な作業	作業に資するＡＩ等サービス
関連研究の調査	・文献の検索・読解 ・分野のサーベイ	・論文検索 ・自動翻訳
仮説生成と実験計画	・仮説・実験計画のブレインストーミング・作成	・対話（チャット） ・議事録作成
実験/観測の実施	・実験の実施 ・実験結果の集計・分析 ・アルゴリズム・ソフトウェアの開発	・プログラムコード生成 ・オンライン計算
研究成果の創出	・論文の執筆 ・特許の申請 ・研究成果の公開	・文書校正 ・データ・モデル共有

研究開発法人においてＡＩ等が利活用できないことに伴う問題

～利活用の要件等が明確化されておらず、利活用を躊躇する例あり～

競争力の低下

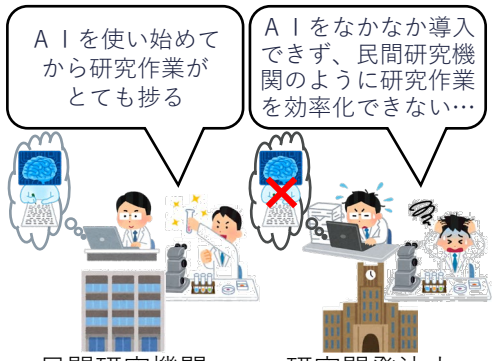

⇒ 研究開発の効率化・高度化を妨げ、研究機関としての競争力も低下するおそれ

共同研究の敬遠

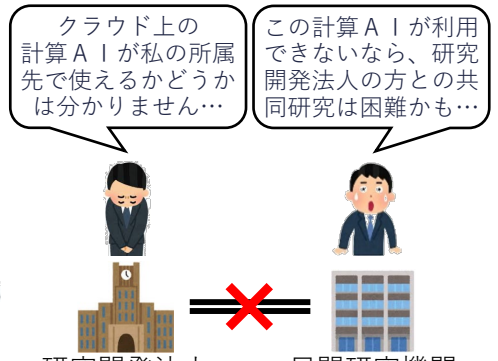

⇒ ＡＩ等の活用可能性が不透明であるため、他の研究機関から共同研究を敬遠されるおそれ

⇒ **ＡＩ等の最先端のクラウドサービスを選定・利活用する際の具体的要件・方法・事例等を整理**した上で**ガイドライン等として明確化**。また、**各府省庁に対して**、法令等の根拠規定がないにもかかわらず許可申請を求めるといった**過剰な対応を所管の研究開発法人に要求しないことなどを周知**。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑥

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和８年度上期措置

歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成

（道路法・施行令、道路交通法）

概　要

歩行者利便増進道路制度（ほこみち）において、**ベンチ等を置いても良い道路の区域の設定手続の円滑化**や、**彫刻等の美術品を置くことが可能である旨の明確化**、**道路の使い方に関する許可期間の柔軟な運用**により、制度の活用を促進することで、地域活性化につなげる。

「ほこみち」の活用状況と課題

～申請手続の円滑化等によって制度の活用を促進し、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間を構築していくことが重要～

全国の実施状況

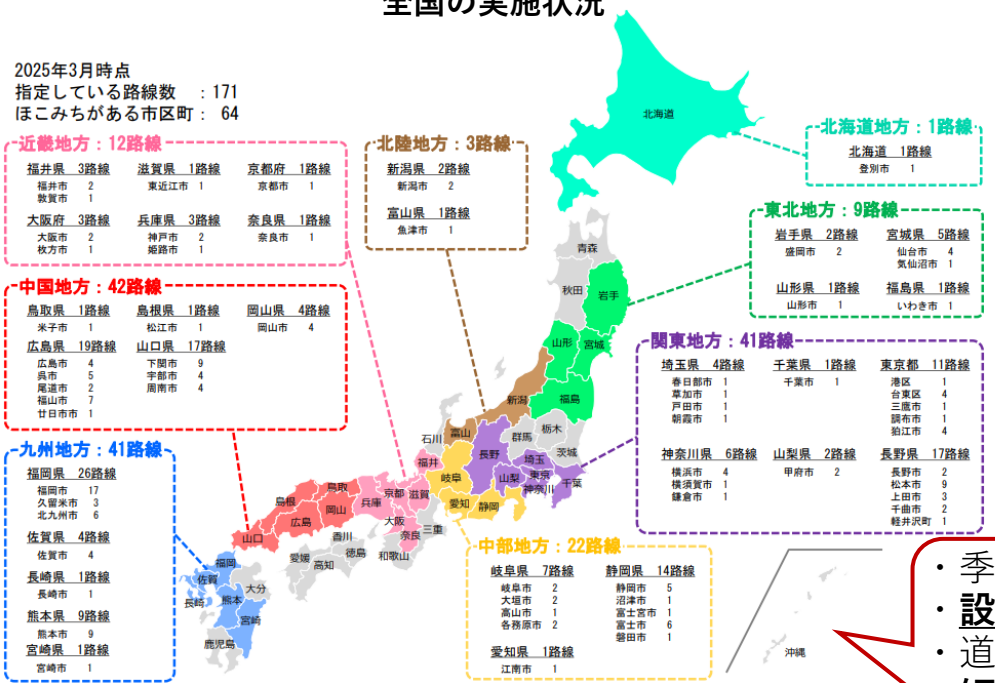

奈良県奈良市の例

制度の課題として挙げられている声

- 季節等に応じて申請内容を**変更する際に協議に時間を要する**。
- **設置が可能となる工作物、物件又は施設の範囲が不明確**。
- 道路の使い方に関する許可について、短い期間しか許可されず、**短期間で繰り返しの申請が必要**。

（備考）左図・右上図：国土交通省道路局「ほこみちのとりくみ」より引用。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑦

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和８年措置等

遠隔監視が担保された場合におけるわなの見回りルールの見直し（鳥獣対策）

（鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針等）

概　要

捕獲の担い手不足やクマによる人身被害が増加する中、**わな見回りの負担やリスクの軽減**に向けて、遠隔でわなを監視することが可能な**ＩＣＴ機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方を明確化**するため、関係する指針等を改正・周知を実施。

クマによる人身被害の推移

～死者数が過去最多を更新するなど増加傾向～

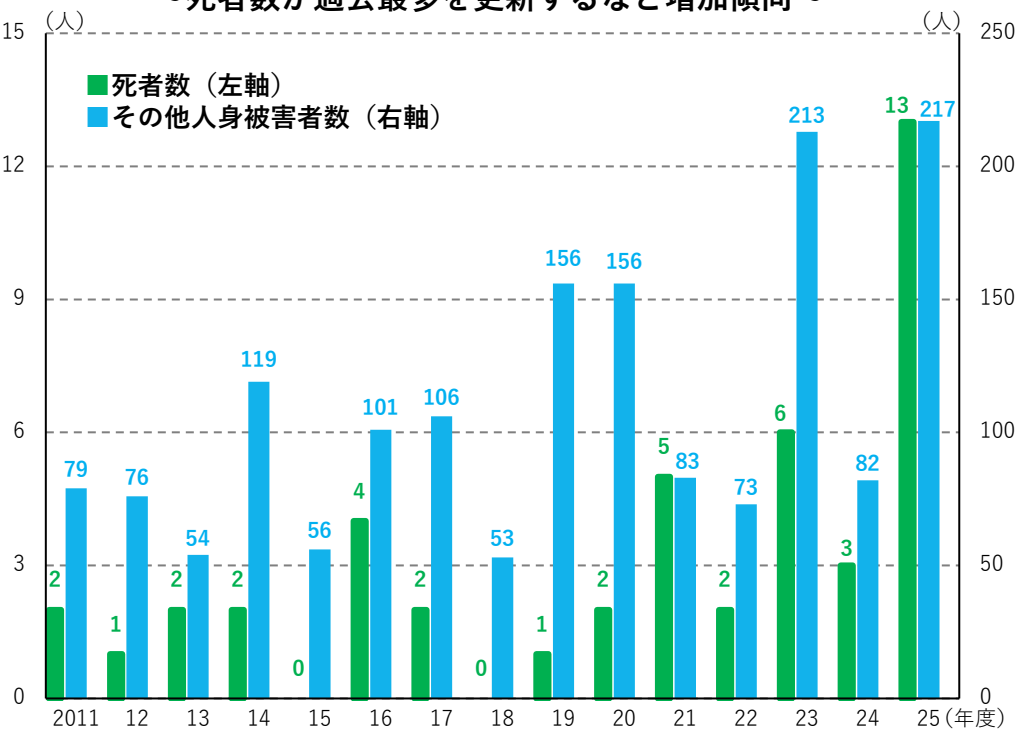

鳥獣による農林業への影響・被害

クマの食害を受けたクリ園

シカの剥皮害を受けたスギ人工林

捕獲用のわなの例

箱わな

くくりわな

囲いわな

⇒**わなの毎日の見回りを求める都道府県が存在**する一方、**見回り中にクマに遭遇し負傷する事例**も発生。

（備考）左図：環境省「クマ類による人身被害について」により作成。令和７年度のデータは令和７年11月末までの速報値。右上図：林野庁「森林における鳥獣害対策について」及び㈱プランドゥ・ジャパン「野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】－令和５年３月版」より引用。右下図：四国森林管理局「シカ捕獲マニュアル【設置編】」、㈱プランドゥ・ジャパン「野生鳥獣被害防止マニュアル【中型獣類編】－令和６年３月版」及び環境省「令和６年度の屋久島西部地域における計画捕獲の実施計画書」より引用。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑧

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和７年度措置等

指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等

（道路交通法・施行令・施行規則）

概　要

オンライン学科教習や遠隔教習システムなど、**教習生の利便性等にも資するデジタル技術を活用した教習**について、運用の明確化などによって**導入を促進することで、教習所の業務効率化**を実現し、移動の足として重要な**自動車の免許取得に係る教習の円滑化**を促進。

指定教習所数・卒業者数・教習員数の推移（2000年比）

～教習指導員数は卒業者数よりも大きく減少。負担軽減が課題～

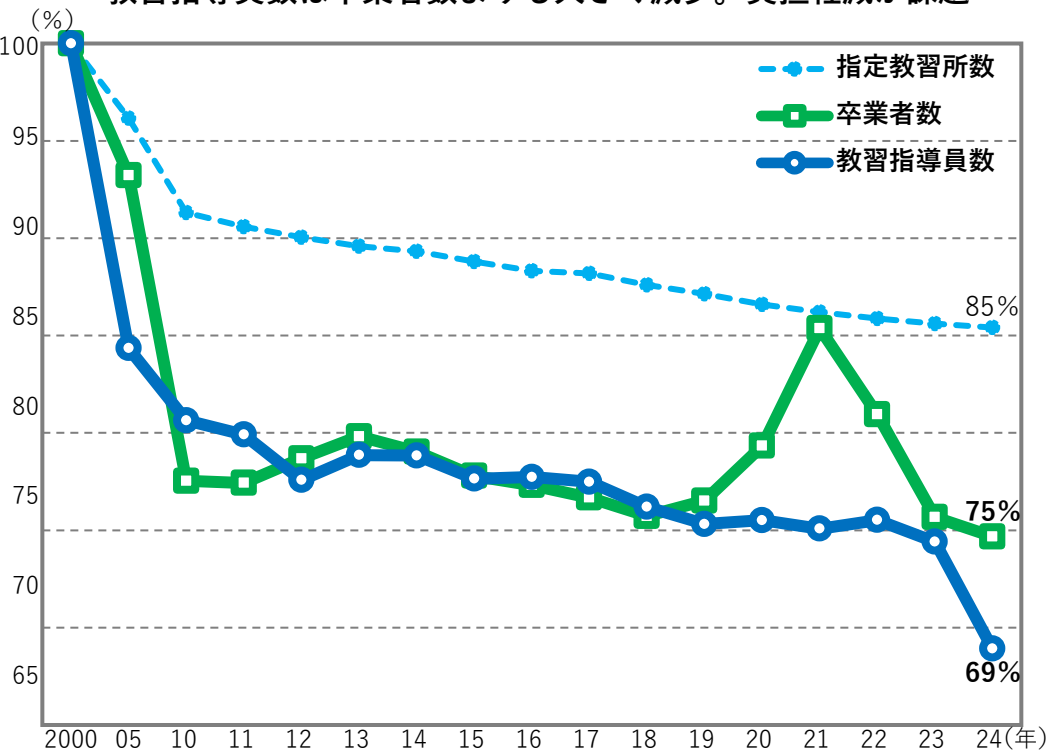

（備考）左図：警察庁「運転免許統計令和６年版」により作成。

教習のデジタル技術の導入促進における主な課題等

～オンライン教習・遠隔教習の導入促進による負担軽減・効率化が重要～

・**オンライン学科教習**を実施している教習所では、警察庁通達に基づき、**教習生の受講状況の記録画像の全てを教習指導員等が確認**することなどが求められることにより、**教習指導員等に過大な負担**。

・**遠隔教習システム**（自動補助ブレーキ機能、双方向の音声通話機能、走行データ等から教習生の運転に係る改善点を診断する機能等を複合的に備えたシステム）が開発され、一部の教習所の技能教習の無線教習で活用されている状況。この活用によって教習の機会を拡大することができれば、**教習指導員の負担軽減等につながる**。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑨

地方を伸ばし、暮らしを守る

措　置　済

自家用車活用事業における自家用車の中間点検の実施主体及び点検方法の明確化

（道路運送法、道路運送車両法）

概　要

全国の移動の足不足の解消に向けて、**自家用車活用事業を促進**する観点から、同事業の**自家用車の中間点検**（３か月ごとの点検）**を、ドライバー自身で行うことが可能であることや具体的な点検方法を明確化**することで、**ドライバーや整備事業者等の負担を軽減**。

自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の概要

地域交通の担い手や移動の足不足解消のため、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする事業。

自動車整備要員の有効求人倍率

～自動車整備の有効求人倍率は上昇傾向。足下で全職種の約４倍～

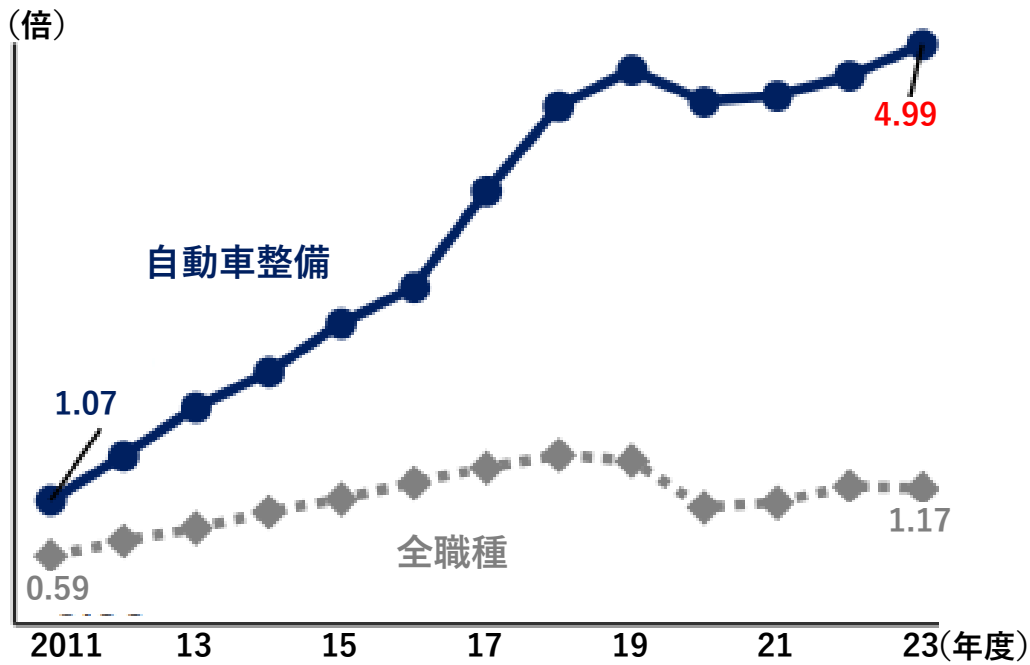

（備考）左図：国土交通省ウェブサイト「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）関係情報」及び 地域産業活性化ワーキング・グループ（令和５年12月12日）資料２により作成。
右図：国土交通省第29回自動車整備技術の高度化検討会（令和７年３月21日）資料５より引用。厚生労働省職業安定業務統計により作成。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑩

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和８年度措置

自家用有償旅客運送制度に関するローカルルールの見直し

（道路運送法・施行規則）

概　要

全国の移動の足不足の解消に向けて、**自家用有償旅客運送制度を促進**する観点から、同制度の**担い手であるＮＰＯ法人等の多様な主体から意見聴取**の機会を設けることや、各地域の好事例及び見直しの進捗等を公表することなどにより、**不合理なローカルルールの見直しを促進**。

自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の概要

公共ライドシェアのイメージ

制度創設	平成18年10月～ ※令和5年12月～　制度の大幅な改善
目的	交通空白地等における移動手段の確保
実施主体 （運行管理 車両整備管理 運送責任）	市町村やNPO法人など （運行管理・車両整備管理等をタクシー事業者へ委託可能）
ドライバー・使用車両	第１種運転免許の保有・自家用車 （所定の研修を受講）
導入実績	645地域、788主体、5,571台 ※令和7年3月31日時点（交通空白型）
利用者ニーズに応じた運用改善	令和5年12月以降、抜本的な運用改善を実施 ・地域公共交通会議での議論の迅速化 （首長の判断を重視） ・運賃水準の適正化（タクシーの5割→8割）　等

全国の導入状況

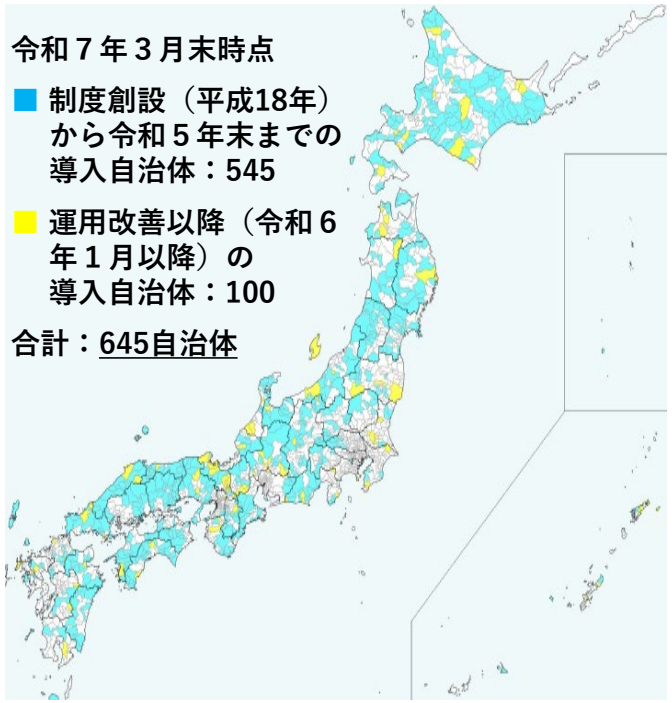

自家用有償旅客運送の主な課題

～持続的かつ合理的な運送を促進することが重要～

・担い手である**ＮＰＯ法人等は、地域公共交通会議によっては構成員ではなく、ローカルルールの背景や理由を把握できない**、ローカルルールの**見直しを提案できない**などの声があり。

・**一部の市町村においては**、１人当たりの業務負担の増大や、短期間での人事異動の影響で制度に係る情報・知見が蓄積されにくいことなどにより、**関係規定の趣旨について正しい理解や知見が不足**しているなどの声あり。

（備考）左図・中図：令和７年度第１回交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会（令和７年６月27日）資料１－１により作成。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑪

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和８年上期法案国会提出等

特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等

（介護保険法、指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準）

概　要

介護サービスの質の確保に留意しつつ、**人口減少やサービス需要の変化に応じた介護サービス提供体制を構築**するため、**中山間・人口減少地域における人員配置基準の緩和**など**地域の実情に応じた柔軟な対応**が可能となるよう、**制度・運用の整備・見直し**を行う。

特例介護サービスの枠組みの拡張と留意すべき事項

地域の実情に応じてサービス提供体制を維持・確保するため、柔軟なサービス提供が可能となるよう、**特例介護サービスに新たな類型**を設定。新たな類型の適用に当たっての**要件・対象が過度に限定されることがないよう留意**することが重要。

枠組み拡張の方向性

	特例介護サービス		
	基準該当サービス	離島等相当サービス	新たな類型案
地域	全国（地域限定なし）	厚生労働大臣が定める地域（告示）	**中山間・人口減少地域**
指定・登録	市町村等（保険者）に登録	市町村等（保険者）に登録	市町村等（保険者）に登録
人員配置基準	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定	規定なし	**国で定める基準（基準該当サービスと同等又は緩和）**に従い、都道府県が条例で規定 ※　**職員の負担や質の確保への配慮が前提**
報酬	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定	**地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定**も可
類型	居宅サービス等	居宅サービス等	**居宅サービス等＋施設サービス**

具体的検討に当たって留意すべき主な事項

・**対象地域**の設定について、大都市部や一般市等にも既に介護サービスの提供が困難となるエリアを有する地域があることから、**対象を過度に限定しない**ことや、**市町村の意向が反映**されるプロセスとする。

・中山間・人口減少地域においては**介護サービスの担い手不足が深刻**であり、新たな類型の適用要件の設定に当たっては、**過度な負担とならないよう**、**必要最小限の適用要件とすること**にする。

（備考）第133回社会保険審議会介護保険部会（令和７年12月25日）参考資料により作成。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑫

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和７年度検討開始、令和８年度結論等

特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等の推進

（介護保険法、指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準）

概　要

介護の質の維持・向上や介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、**特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化**（要介護者:看護・介護職員＝3:1 ⇒ 3:0.9）等の制度運用のため、**要件の在り方の見直し**や業務時間を計測する**タイムスタディ調査等に要する事務負担の軽減**を行う。

直接介護業務時間に関する要件の在り方の見直し

テクノロジー導入によって総業務時間に占める**直接介護業務時間の割合が増加することが要件**となっているが、介護用シャワーや自動体位交換機など**直接介護業務時間の減少につながるテクノロジーが存在**。
直接介護業務の生産性向上に資する**テクノロジーの活用を図る**ため、**直接介護業務時間に関する要件**の見直しを検討するなど、**介護現場の実態に合う方向で見直し**。

直接介護業務時間の減少につながるテクノロジーの例

自動体位交換機能付マットレス（床ずれ予防）

介護用シャワー（特殊浴対応装置）

（備考）左図：㈱モルテン ウェブサイトより引用。右図：エア・ウォーター・メディカル㈱ウェブサイトより引用。

タイムスタディ調査の簡素化

ロボットやＩＣＴなどのテクノロジーの導入前後の職員の業務時間を計測するタイムスタディ調査において、**業務項目の簡素化・柔軟化など、事務負担の軽減が必要**。

分類	NO	項目	時台	
			0-9分	10-19分
直接介護	1	移動・移乗・体位交換		
	2	排泄介助・支援		
	3	入浴・整容・更衣		
	4	利用者とのコミュニケーション		
	5	日常生活自立支援		
	6	行動上の問題への対応		
	7	食事支援		
	8	機能訓練・リハビリテーション・医療的処置		
	9	その他の直接介護		
間接業務	10	巡回・移動		
	11	記録・文書作成・連絡調整等		
	12	利用者のアセスメント・情報収集・介護計画の作成・見直し		
	13	見守り機器の使用・確認		
	14	介護ロボットICT機器の準備・調整・片付け		
	15	他の職員に対する指導・教育		
	16	食事・おやつの配膳・下膳等		
	17	入居業務の準備等		
	18	リネン交換・ベッドメイク		
	19	居室清掃・片付け		
	20	消毒などの感染症対応		
	21	その他の間接業務		
休憩	22	休憩・待機・仮眠		
その他	23	その他		
余裕時間	24	余裕時間（突発でのケア対応ができる状態）		

10分単位の記録が煩雑

項目が必ずしも業務実態に合っておらず過多

（備考）健康・医療・介護ワーキング・グループ（令和７年12月３日）資料１－１により作成。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑬

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和７年度検討開始、結論を得次第速やかに措置等

シフト制における適正な年次有給休暇の取得等

（労働基準法・施行規則）

概　要

パートタイム労働者等の働き方として取り入れられているシフト制の有給休暇に係る法令等の解釈を明確化するとともに、必要な周知を徹底することで、**労働者による適正な有給休暇の取得と使用者による適正な管理を推進**。

年次有給休暇の付与日数とシフト制への適用の課題

～法令等の解釈の明確化と必要な周知の徹底が必要～

通常の労働者

継続勤務年数（年）	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	10	11	12	14	16	18	20

週所定労働日数が４日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

	週所定労働日数	１年間の所定労働日数※	継続勤務年数（年）						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	４日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
	３日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
	２日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
	１日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

- **シフト制では、あらかじめ具体的な労働日や労働時間が確定しておらず、有給休暇の日数や有給休暇中の賃金の算定において参照する所定労働時間・日数が判断困難**。
- 労使双方がシフト制の労働者に有給休暇が付与されることなどを知らない、業務運営上の支障などを理由に取得させない、取得できないといった事例も存在。

パートタイム労働者等とシフト制の割合の現状

～人手不足や労働者のニーズの多様化などを背景に増加～

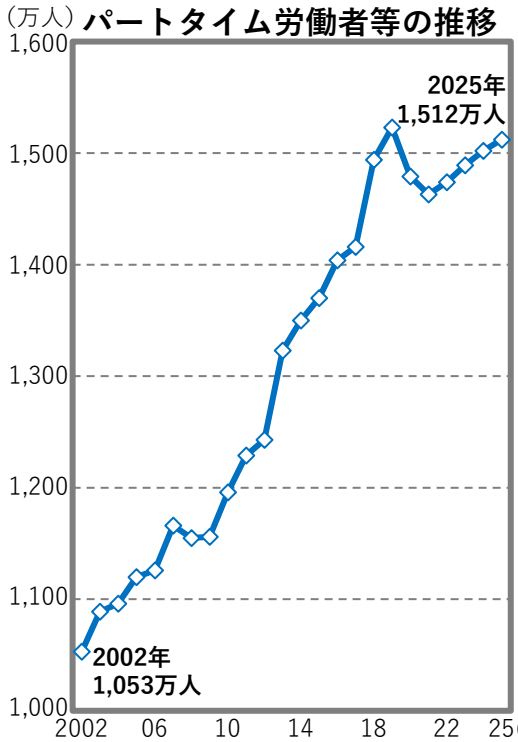

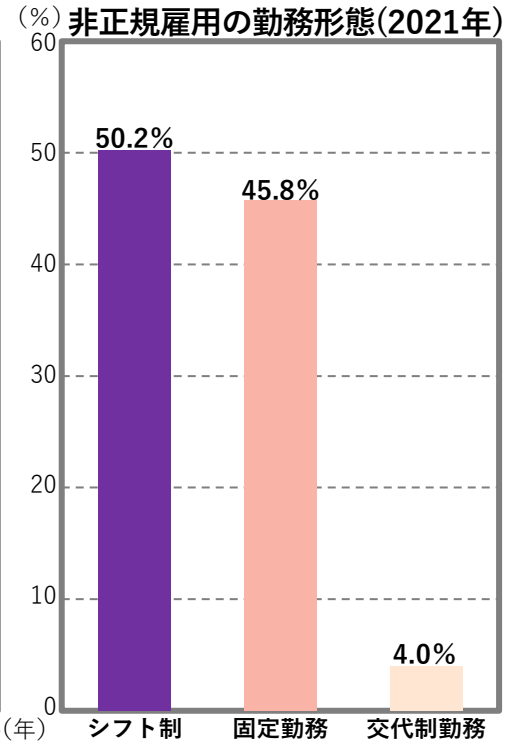

（備考）左図：厚生労働省公表資料より引用。右図：総務省「労働力調査（詳細集計）」及び労働政策研究・研究機構「シフト制勤務で働く非正規労働者の実態等に関する調査結果」により作成。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑭

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和７年度措置

緊急通行車両の確認に係る申出のオンライン化

（災害対策基本法・施行令・施行規則）

概　要

災害時の緊急通行が可能となる車両の申請について、既に警察に対してはオンラインでの手続が可能となっているところ、**都道府県に対してもオンラインでの手続を可能とする**ことで、**事前に**災害時において迅速に**支援物資を供給できる体制を強化**。

緊急通行路の指定

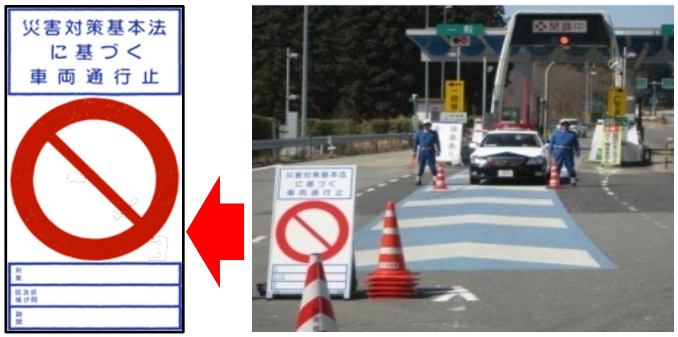

緊急通行車両の標章

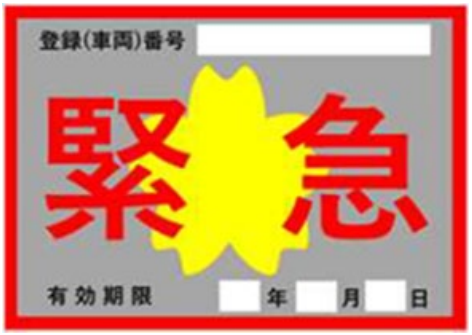

緊急通行車両の申請様式

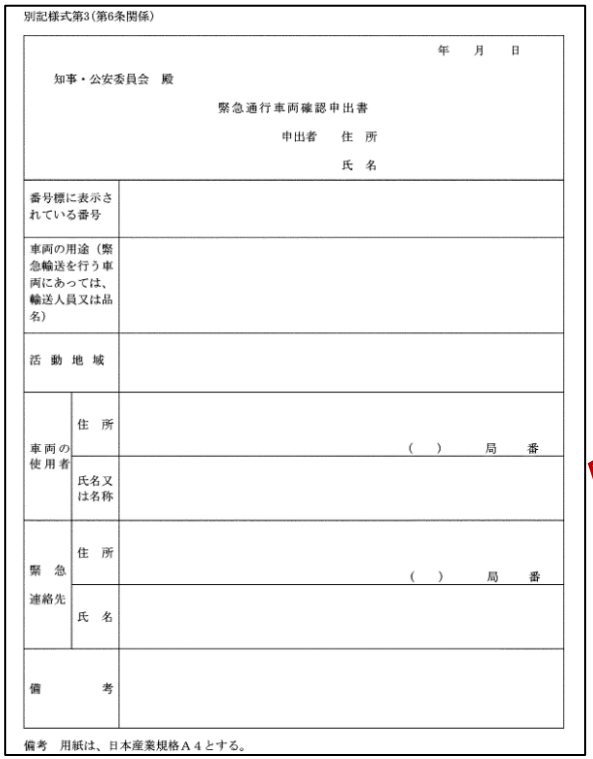

別記様式第3（第6条関係）

年　月　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　住所

氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　）　局　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	（　）　局　番
	氏名	
備考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

警察に対してはオンラインでの手続が可能となっているが、

一部の県においては、都道府県地域防災計画に基づく防災協定を締結している**指定公共機関（小売業、運輸業、建設業など）に都道府県に対する申請を引き続き求め、オンラインでの手続が可能となっていない状況**が続いている。

⇒こうした県においても、事前交付を効率化することが必要。

（備考）左上図：平成23年版警察白書等より引用。左下図：警察庁ウェブページより引用。右図：災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）より引用。

「規制改革推進に関する中間答申」実施事項⑮

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和７年度措置等

政府情報システムにおける利用者目線での利便性向上（自動車保有関係手続のワンストップサービス等）

（デジタル社会推進標準ガイドライン群（ＤＳ－670.1 ユーザビリティガイドライン））

概　要

オンラインで自動車保有関係手続を行える**「自動車保有関係手続のワンストップサービス」**について、**利用者目線で利便性の課題を改善**。加えて、**政府情報システム全般**についても**利便性を恒常的に改善するための仕組みを構築**。

自動車ワンストップサービスの利便性の課題の例

～利用者に誤解を与えかねない表示や案内の不足が問題～

自動車ワンストップサービスの画面

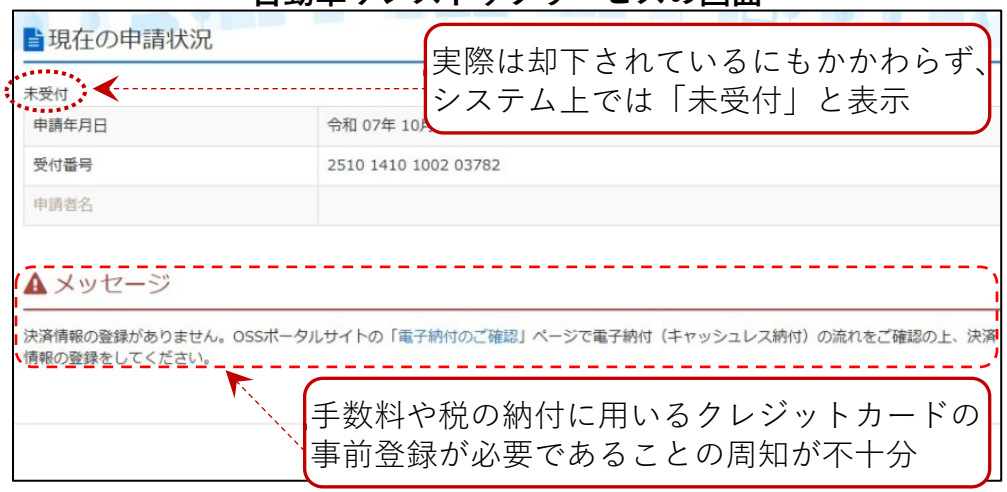

⇒**自動車の所有者等の負担軽減**の観点から、利用者に誤解を与えかねない表示や案内の不足などの**利便性の課題について、利用者目線で改善**。

デジタル庁が提供する利便性を改善するための仕組み

～評価フォームの雛形や分析ダッシュボードの横展開が重要～

利用者が評価するフォームの雛形

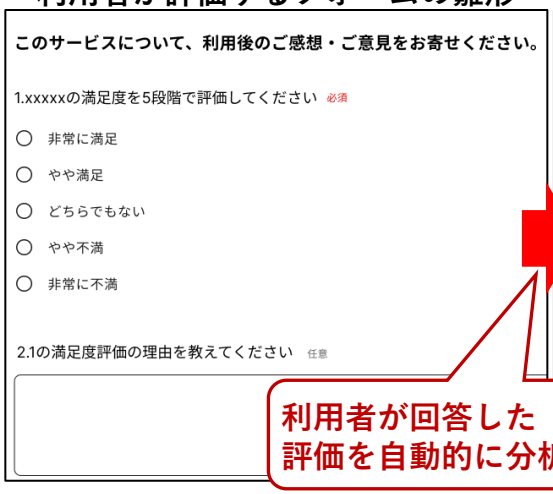

運用者用の分析ダッシュボード

⇒デジタル庁が、評価フォームの雛形や分析ダッシュボードを**各府省に展開**し、**政府情報システム全般の利便性を向上**。

（備考）左図：デジタル・ＡＩワーキング・グループ（令和７年11月７日）資料１－１により引用・作成。右図：デジタル・ＡＩワーキング・グループ（令和７年11月７日）当日投影資料により引用・作成。